

認定こども園の設置主体について

認定こども園の設置主体は、次の要件を満たすこと。

- (1) 教育・保育事業に熱意と理解を持ち、認定こども園の運営を適切に行う能力を有すること。
- (2) 安定的な経営を行い、児童が心身共に健やかに育成されるよう尽力できること。
- (3) 千葉市の教育・保育事業の一翼を担う認定こども園であることを十分理解し、市が行う教育・保育行政に積極的に協力し、千葉市の指導を遵守できること。
- (4) 学校教育法、認定こども園法、子ども・子育て支援法、児童福祉法、社会福祉法、国の通知通達、条例、認可要綱等の関係法令を遵守できること。
- (5) 以下の各号に掲げる類型ごとに、当該各号に掲げる要件を満たすこと。
 - ア 幼保連携型認定こども園 認定こども園法第17条第2項第1号から第7号に掲げる者に該当しないこと。
 - イ 幼稚園型認定こども園及び保育所型認定こども園 認定こども園法第3条第5項第1号から第4号に掲げる者に該当すること。(社会福祉法人又は学校法人の場合は、第4号に該当すること。)
 - ウ 社会福祉法人又は学校法人以外の者が保育所型認定こども園の設置主体となる場合は、過去5年間に改善勧告、改善命令若しくは事業停止命令(改善後1年以上適切な運営がなされている場合を除く)若しくは認可取消がなされた又は一般指導監査等における指摘事項に対応していない等、運営実績において重大な問題がないこと(教育・保育施設及び地域型保育事業以外の社会福祉事業を含む。)
- (6) 子ども・子育て支援法第40条第2項に規定する申請をすることができない者に該当しないこと。
- (7) 幼稚園型及び保育所型にあっては、それぞれの認可基準を満たすこと。
- (8) 社会福祉法人又は学校法人以外の者が認定こども園の設置主体となる場合は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4(一般競争入札の参加者の資格)の規定及び次のいずれにも該当しないものであること。
 - ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者。
 - イ 申請日前6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者。
 - ウ 会社更生法(平成14年法律第154号)の更生手続開始の申立てをした者で同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がなされていないもの。
 - エ 民事再生法(平成11年法律第225号)の再生手続開始の申立てをした者で同法に基づく裁判所からの再生計画認可決定がなされていないもの。
 - オ 千葉市内において、都市計画法(昭和43年法律第100号)の制限または規制に違反している者。
 - カ 法人税、消費税、地方消費税、市町村税、都道府県税、固定資産税、都市計画税、特別土地保有税、事業者税及びその他千葉市税を滞納している者。
 - キ 本市の指名停止措置を申請期限の日から審査結果通知日までの間に受けている者。
 - ク 千葉市暴力団排除条例第2条の規定による暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員等と密接な関係を有する者
- (9) 整備計画を策定し、当該計画を遵守すること。

設備基準について

幼保連携型認定こども園の施設整備における設備基準は、千葉市の基準条例に基づいており、国の「幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準」に比べて一部上回る基準を設けています。法令や基準条例に規定されていない条件は、望ましい事項として記載するものです。なお、既存施設からの移行については自主整備の場合のみ、一部移行特例が認められる場合があります。

幼稚園型認定こども園及び保育所型認定こども園における設備基準についても同様に、千葉市の基準条例に基づいており、国の「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準」に比べて一部上回る基準を設けています。

1 設備基準

(1)	乳 児 室 又は、 ほ ふ く 室	2歳未満児1人当たり 3.30 m ²
(2)	保 育 室	2歳以上児1人当たり 1.98 m ² 。 ※既存幼稚園から幼保連携型に移行するとき、又は既存施設から幼稚園型に移行する場合で(4)の基準を満たしているときはこの限りでない。
(3)	遊 戯 室	保育室と別に設置。ただし、60人未満の園については保育室との兼用可。
(4)	園 舎	下記(ア)(イ)の合計面積 (ア)3.3 m ² ×0～1歳児の園児数+1.98 m ² ×2歳児の園児数 (イ)満3歳以上児の学級数によって下記のいずれか。 1 学級の場合…180 m ² 2 学級以上の場合…320 m ² +100 m ² ×(学級数-2)m ² ※既存保育所から幼保連携型に移行する場合、又は既存施設から保育所型に移行する場合は、(ア)+1.98 m ² ×3歳以上児の園児数でも可。
(5)	園 庭 (屋外遊戯場)	下記(ア)(イ)のいずれか大きい面積+3.3 m ² ×2歳児の園児数 (ア)満3歳以上児の学級数によって下記のいずれか。 2 学級以下…330 m ² +30 m ² ×(学級数-1) 3 学級以上…400 m ² +80 m ² ×(学級数-3) (イ)3.3 m ² ×3歳以上児の園児数 ※既存保育所から幼保連携型に移行する場合、又は既存施設から保育所型に移行する場合は、3.3 m ² ×2歳以上児の園児数でも可。 ※既存幼稚園から幼保連携型に移行する場合、又は既存施設から幼稚園型に移行する場合は、(ア)+3.3 m ² ×2歳児の園児数でも可。
(6)	職 員 室	設置。 } 特別な事情があるときは兼用可
(7)	保 健 室	設置。 }
(8)	調 理 室	設置。 ただし、外部搬入の場合には加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えること。また、自園調理により給食提供する園児が20人に満たない場合は、調理設備でも可能。
(9)	ト イ レ	設置。
(10)	飲料水用、手洗用、足洗用設備	設置。(保育所型は除く)

整備が望ましい（※）施設、設備

放送聴取設備、映写設備、水遊び場、砂遊び場、園児清浄用設備、図書室、会議室、洗濯室、保育士休憩室、調理室前室、食品庫、調理員トイレ、相談室、送迎用駐車場及び駐輪場、手洗い場 等

3号認定児童（特に乳児）の定員を設ける場合

調乳室、沐浴室

※補助型の応募では必須となる場合があります。

※ 幼保連携型又は幼稚園型については、保育室数は学級数を下回らないこと。

※ 有効面積が基準面積を満たすこと。

※ 一時預かり事業を実施する場合、構成年齢に応じた千葉市基準を満たすこと。

2 次の事項についても厳守すること。

- (1) 原則として、耐震診断報告書において耐震性を有すると認められること、又は耐震補強工事実施済みであること（昭和56年6月施行の新耐震基準に基づき設計及び建築された建物を除く。）。
- (2) 既存建物を活用するときは、建築確認済証及び検査済証の交付を受けている建物であること。
なお、交付されていない場合であっても、提出された遵法性調査の結果により認める場合があります。（ただし、建築確認を受けていない建物は除く。）
- (3) 既存の幼稚園から幼保連携型認定こども園に移行する場合、増設または改修を行う部分の床面積の合計が200㎡を超えれば、建築基準法第87条第1項に規定する確認申請（用途変更）等の手続きが必要となります。また、既存の幼稚園から幼稚園型認定こども園に移行する場合には、施設の実情に応じて同法に係る幼稚園又は保育所のいずれかの基準が適用されます。いずれの場合も、関係機関との事前協議を行い、適切に手続きを行うこと。
- (4) 吹付けアスベストが不使用、又は除去等の措置済みであること。
- (5) 室内空気中の化学物質濃度が、市の指定する項目について厚生労働省の示す指針値（室内空气中化学物質の室内濃度指針値及び標準測定方法等について（平成14年2月7日医薬発第0207002号））未満であること。（検体数は問わないが、対象にはホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、パラジクロロベンゼン、トルエン、キシレン、スチレン、エチルベンゼンを含む調査とすること。）
- (6) 同一敷地内に屋外遊戯場を設ける場合は、土壤に問題のない土地であること。
- (7) 工事請負・備品等の契約は、関係法令・通知を遵守するとともに、千葉市の契約規則等を踏まえ、市の指定する方法によること。
 - ・原則として、入札に参加できる者は、千葉市入札参加資格者名簿に登録されている市内業者及び準市内業者とする。
 - ・入札は、申請者及び申請者と資本若しくは人事面において関連があるものは参加できないものとする。また、第一回目の入札は、前者に加え、本工事に係る設計業務等の受託者及び当該受託者と資本若しくは人事面において関連があるものも参加できないものとする。
- (8) 工事請負・備品等の入札等は、補助金交付決定後、千葉市の指導のもと、行うこと。
- (9) 建築基準法、認定こども園法、都市計画法及び消防法、その他関係法令を遵守し、特に換気、排煙、採光、避難用設備等の基準についてはよく確認すること。また、設置場所については、児童の保育にふさわしい周辺環境に配慮するとともに、保育室等を2階以上に設置する場合の要件（平成14年12月25日雇児発第1225008号）については十分留意すること（別添3参照）。
- (10) 敷地境界や施設出入口には、不審者の侵入防止等のための措置を講じること。
- (11) 本計画に必要な消防設備について、千葉市所轄消防署と協議を行うこと。
- (12) 千葉市所轄消防署に対して必要な届出を行うこと。
- (13) 調理室を計画するにあたり、厨房の衛生管理方法に関して、千葉市保健所の指導を受けること。

（注）（1）、（4）、（5）、（6）及び（12）については、幼保連携型認定こども園の設置認可申請又は幼稚園型・保育所型認定こども園の認定申請時（令和8年3月頃）に内容を証明する書類を提出していただきます。ただし、既存施設からの移行については市が認める範囲で、提出を省略することができます。

注意事項

○保育室等が設置される最上階の基準が該当します。

例 保育室等が 2 階と 3 階にある場合：「保育室等が 3 階の場合」

保育室等が 2 階から 4 階にある場合：「保育室等が 4 階以上の場合」

○以下の内容は、本市条例及び「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正の取扱いについて」（平成 26 年 9 月 5 日付け雇児発 0905 第 5 号 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に基づくものです。このほか、建築基準法や消防法等で定められている基準についても、遵守してください。

○既存施設が幼稚園型認定こども園の認定を受ける場合には、園舎が耐火建築物であり、かつ、幼児の待避上必要な設備を備えるときは、保育室等を 2 階に設置することができますが、特別な事情がある場合を除き、保育室等を 3 階以上に設置することは不可とします。

○用語について

建基法：建築基準法

建施令：建築基準法施行令

保育室等が 2 階の場合

項 目		内 容
1	建物の構造	耐火建築物（建基法第 2 条第 9 号の 2。以下同じ。）であること。 ※保育所型のみ、耐火建築物又は準耐火建築物（建基法第 2 条第 9 号の 3 のイ）であること。（ロ準耐火、省令準耐火等、上記に該当しないものは対象外）
2	階段 常用 （右の中から 1 以上設けること。）	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用 （右の中から 1 以上設けること。）	1 屋内避難階段（建施令第 123 条第 1 項） （当該階段の構造は、建築物の 1 階から 2 階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、建施令同条第 3 項第 3 号、第 4 号及び第 10 号を満たすものとする。） 2 屋内特別避難階段（建施令第 123 条第 3 項） 3 待避上有効なバルコニー（次の要件を満たすこと） ● 床は準耐火構造で、十分に外気に開放している ● 2m 以内の建物の外壁は準耐火構造、開口部は防火設備 ● 出入口の戸は、幅 0.75m 以上、高さ 1.8m 以上、下端床面からの高さ 0.15m 以下 ● 待機面積は階の保育室等面積の概ね 1／8 以上 ● 幅 3.5m 以上の道路又は空地に面している ● 原則、保育室等から歩行距離 50m 以内に直通階段を設置

		※待避上有効なバルコニーは、一時的に避難し、消防隊による救助も期待するものであるので、避難訓練の実施、消防機関の協力の確保等に万全を期すること。 4 屋外傾斜路（建基法による準耐火構造） 5 屋外階段
3	転落防止	保育室等の出入り、通行する場所には、転落を防止するため、金網、柵等を設け、又は窓の開閉を園児が行えないようにする設備を設けること。 また、階段については、降り口に乳児が開閉できない柵等を設けること。

保育室等が3階の場合

（※原則として、3歳以上児の保育室を3階以上に設けることは不可。）

項 目		内 容
1	建物の構造	耐火建築物であること。
2	常用 （右の中から1以上設けること。）	1 屋内避難階段（建施令第123条第1項） 2 屋内特別避難階段（建施令第123条第3項） 3 屋外階段
	避難用 （右の中から1以上設けること。）	1 屋内避難階段（建施令第123条第1項） （当該階段の構造は、建築物の1階から3階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、建施令同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。） 2 屋内特別避難階段（建施令第123条第3項） 3 屋外傾斜路（建基法による耐火構造）又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
	階段までの距離	保育室等の各部屋から、常用・避難用の設備のいずれかまでの歩行距離が30m以下とすること。
3	転落防止	保育室等の出入り、通行する場所には、転落を防止するため、金網、柵等を設け、又は窓の開閉を園児が行えないようにする設備を設けること。 また、階段については、降り口に乳児が開閉できない柵等を設けること。
4	その他	調理室と他の区画を防火区画で区画すること。
		防火区画は、耐火構造（建基法）の床・壁・特定防火設備（建施令第112条第1項）で区画されていること。 また、貫通する風道がある場合は防火ダンパーが設けられていること。但し、スプリンクラー設備、調理器具の自動消火装置等が設けられている場合は除く。

	強火力の火気設備は、建基法の火気使用室扱いとすること。
	建物内の壁・天井の仕上げは不燃材料とすること。
	非常警報器具又は非常警報設備、消防機関通報設備を設けること。
	カーテン・敷物・建具等の可燃性は防災処理を行うこと。

保育室等が4階以上の場合

(※原則として、3歳以上児の保育室を3階以上に設けることは不可。)

項 目		内 容
1	建物の構造	耐火建築物であること。
2	階段 常用 (右の中から1以上設けること。)	1 屋内避難階段 (建施令第123条第1項) 2 屋内特別避難階段 (建施令第123条第3項) 3 屋外避難階段 (建施令第123条第2項)
	避難用 (右の中から1以上設けること。)	1 屋内避難階段 (建施令第123条第1項) (当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室(階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。)を通じて連絡することとし、かつ、建施令同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。) 2 屋内特別避難階段 (建施令第123条第3項) 3 屋外傾斜路 (建基法による耐火構造) 4 屋外避難階段 (建施令第123条第2項)
	階段までの距離	保育室等の各部屋から、常用・避難用の設備のいずれかまでの歩行距離が30m以下とすること。
3	転落防止	保育室等の出入り、通行する場所には、転落を防止するため、金網・柵等を設け、又は窓の開閉を園児が行えないようにする設備を設けること。 また、階段については、降り口に乳児が開閉できない柵等を設けること。
4	その他	調理室と他の区画を防火区画で区画すること。
		防火区画は、耐火構造(建基法)の床・壁・特定防火設備(建施令第112条第1項)で区画されていること。 また、貫通する風道がある場合は防火ダンパーが設けられていること。但し、スプリンクラー設備、調理器具の自動消火装置等が設けられている場合は除く。
		強火力の火気設備は、建基法の火気使用室扱いとすること。

	建物内の壁・天井の仕上げは不燃材料とすること。
	非常警報器具又は非常警報設備、消防機関通報設備を設けること。
	カーテン・敷物・建具等の可燃性は防災処理を行うこと。

職員の配置基準について

職員配置の基準については、千葉市の定める条例の基準を満たすこと。条例の定める基準は国基準に比べて一部上回る基準を設けています。

なお、法令や条例に規定されていない条件は、望ましい事項として記載するものです。

＜職員配置基準の概要＞

		千葉市基準
園 長		必置（１人）
副園長又は教頭		配置を考慮すること（配置すると給付費の加算あり）
主幹（保育）教諭		必置（２人。ただし、副園長又は教頭がいる場合は１人で可。）
幼 保 連 携 型	保育教諭、講師等	０歳児 ３人に１人 １・２歳児 ５人に１人 満３・３歳児 １５人に１人（注１） （満３歳児：６人に１人、３歳児：１５人に１人とする）と給付費の加算あり） ４歳以上児 ２５人に１人（注１） ※１学級 ３５人以下（３歳児は ３０人以下）の学級を編制し、１人以上の学級担任を配置する事。学級数の ３分の １の範囲内で、専任の助保育教諭若しくは講師を充てることが可能。 ※常勤（各園の就業規則で定める常勤時間以上の勤務を行う者）の教育保育従事者が各学級等に １人以上（乳児を含む各学級等で教育保育従事者定数が ２人以上の場合は ２人以上）配置されていること。
幼 稚 園 型 ・ 保 育 所 型	保育士	０歳児 ３人に１人 １・２歳児 ５人に１人
	幼稚園教諭免許及び 保育士資格を有する者 ※やむを得ない場合はいずれかでも可。	満３・３歳児 １５人に１人（注１） （満３歳児：６人に１人、３歳児：１５人に１人とする）と給付費の加算あり） ４歳以上児 ２５人に１人（注１） １学級 ３５人以下（３歳児は ３０人以下）の学級を編制し、１人以上の学級担任を配置すること。 ※学級担任…幼稚園教諭の配置が必須。ただし、保育所型については、一定の条件のもと保育士も可。 ※教育及び保育時間利用相当児（８時間以上利用する児童）の保育に従事する者…保育士の配置が必須。ただし、幼稚園型については、一定の条件のもと幼稚園教諭も可。 ※常勤（各園の就業規則で定める常勤時間以上の勤務を行う者）の教育保育従事者が各学級等に １人以上（乳児を含む各学級等で教育保育従事者定数が ２人以上の場合は ２人以上）配置されていること。
共 通	上記のほか、以下の職員すべてを配置すること ・保育標準時間認定を受ける児童が在籍する場合は、類型別の定数を満たす保育教諭等の他に １人 ・２・３号定員 ９０人以下の園は定数保育教諭等の他に保育教諭等 １名 ・主幹保育教諭等 ２人を専任化するための代替保育教諭等 ２人 ・非常勤講師	
学校医（嘱託医）		必置
学校歯科医（嘱託歯科医）		必置
学校薬剤師（嘱託薬剤師）		必置（保育所型を除く）
栄 養 士		配置（１人）を考慮すること
調 理 員 等		自園調理の場合は必置（定員数に応じて） 定員（２・３号） ～ ４０ 人 １人 ４１人～１５０ 人 ２人 １５１人～ ３人 ※１号児童に対し給食を提供する場合には、上記に加え必要な

	調理員を配置すること。
--	-------------

(注1) 当分の間、改正前の「千葉市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」に基づく職員配置基準も効力を有するものとするが、可能な限り上記記載の基準を満たす配置とすること。

※保育教諭等の配置について、幼保連携型・保育所型で0歳児の在籍が3名以下の園の看護師には、別途要件あり。(ただし学級担任は不可。)

＜幼保連携型における職員の資格＞

園長、副園長、教頭	下記のいずれか。 ①教諭専修免許状又は1種免許状を有し、かつ保育士の登録を受けている者であるとともに、認定こども園法施行規則第12条第1号から第16号に掲げる職に5年以上ある者。 ②①と同等の資質を有する者として設置者が任命、採用する者。 ※幼稚園型又は保育所型については、下記の両方を満たすこと ・それぞれの認可基準における要件を満たす者 ・教育及び保育、子育て支援を提供する機能を総合的に発揮させるよう管理及び運営を行う能力を有すること
保育教諭等 (主幹保育教諭、保育教諭、講師等)	幼稚園教諭の普通免許状を有し、かつ保育士の登録を受けている者。 ※主幹保育教諭は令和9年3月31日、保育教諭および講師等は令和12年3月31日までは幼稚園教諭の普通免許状又は保育士の登録のいずれかで可。
助保育教諭	幼稚園助教諭の臨時免許状を有し、かつ保育士登録を受けた者。

その他保育事業に伴う保育士等の配置

一時預かり 通常保育の国基準の年齢別配置基準に応じ職員を配置。幼稚園型は保育士又は幼稚園教諭(3歳未満児の処遇を行う者は保育士。)を常時2人以上配置すること。一般型は配置職員の半数以上を保育士とすること。ただし、必要職員数が1人の場合で、かつ認定こども園からの支援を受けられる場合は1人でも可。

要配慮児保育 要配慮児3人に保育士1人

(但し、要配慮児の状況に応じ必要と認めた場合は職員を加配)

延長保育 保育士2人以上及び対象児童数に応じて必要な数を国基準で配置

※保育教諭等の配置要件緩和について

国の省令に準じて、以下のとおり保育教諭等の配置要件を緩和します。詳しくは別添9をご覧ください。

	項目	内容
1	朝夕等の保育士配置の要件弾力化	条例で定めている保育士※を最低2人配置しなければならない要件について、配置基準上必要となる保育士の数が2人を下回っており、朝夕などの利用児童が少数である時間帯に限り、保育士の配置を1人とし、当該保育士に加えて、保育士資格を有しない一定の者を配置することができることとする。
2	幼稚園教諭、小学校教諭及び養護教諭の活用	配置基準上必要となる保育士の数の算定について、小学校教諭、幼稚園教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者を保育士とみなすことができることとする。
3	研修代替要員等の加配人員における保育士以外の人員配置の弾力化	研修代替要員など利用定員の総数に応じて置かなければならない職員の数を超えて必要となる職員について、保育士資格を有しない一定の者を保育士とみなすことができることとする。

※ 保育士は、幼保連携型の場合は保育教諭に、幼稚園型の場合は幼稚園教諭または保育士に読み替えます。

【幼保連携型認定こども園の場合】

番号	チェック 欄	書類の名称	必要な 書類
1		認定こども園整備事業申請書(様式第1号)	○
2		申請に係る施設等の概要調書(様式第2号)	○
3		認定こども園用地の登記事項証明書(法務局にて取得)※1	△※2
4		認定こども園建物の登記事項証明書(法務局にて取得)※1	△※2
5		概略配置図・平面図(A3サイズ)(部屋の使用年齢、定員、床面積を記載すること)	○
6		学校法人実態調査票および学校実態調査票(写)又は法人理事・監事・評議員一覧(様式第3号)	○※3
7		①法人代表者の履歴書(最新のもの)(参考様式1) ②園長予定者の履歴書(最新のもの)(参考様式2) ※園長予定者の履歴書は、勤務経験年数・施設の種別、認可・認可外の別、 園長や主任保育士等を務めた場合はその期間がわかるように記載すること ③園長予定者の資格を証する書類	○
8		認定こども園設置運営資金計画(様式第4号) (銀行の残高証明書等を追加で求める場合があります)	○
9		施設改修工事等関係書類(補助型で申請する場合) ① 認定こども園移行支援補助金の交付に係る算定表(様式第5号または5号の2) ② 工事費等概算見積書(施設整備費・備品費等が確認できる、設計会社等発行のもの) ③ 工事工程表 ④ 千葉県所轄消防署との協議議事録(様式第20号) ⑤ 千葉県保健所との協議議事録(様式第21号)	△※4
10		用途変更に係る関係機関との協議状況調書(様式第5号の3)又は建築士による判定書	△※5
11		耐震基準を満たしていることを証する書類 (耐震基準を満たしていない場合は今後の耐震診断や改修の計画書を添付してください)	△※6
12		建築確認済証、確認申請書及び検査済証の写し(既存施設部分) ※交付されていない場合は、遵法性調査の結果報告書	○
13		建物賃借に係る賃借料・契約期間等契約条件の分かるもの(様式第7号)(参考)	△※7
14		当該法人分の直近の決算書※8	○
15		所轄庁との協議状況調書(様式第8号)	△※9
16		定款、寄付行為、規約その他これらに類する書類※8	○
17		法人の登記事項全部証明書※1	△※10
18		納税証明書(法人) ①及び②の両方を添付。(納税義務がないものは不要。) ① 法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書(その3の3)(税務署にて取得)※1 ② 法人本部所在自治体に対し納税義務を負う者は、最新年度の納税証明書(全税目)※1 (千葉市の場合は、各市税事務所市民税課、各市税出張所及び市民センターにて取得) ※千葉市内に法人本部がある場合は、市税等滞納有無調査承諾書(法人用)(様式第9号)で代替可。 ③ 社会保険料納入確認書(未納が無いことの確認)(直近2年間)(年金事務所にて取得) ④ 労働保険料等納入証明書(未納が無いことの証明)(労働局にて取得) 納税証明書(法人代表者) ①法人代表者の居住自治体における滞納がない旨の証明書(滞納がない旨の証明書が出ない自治体 の場合は、最新年度の納税証明書(全税目))※1 ※法人代表者が千葉市内に住所を有している場合は、市税等滞納有無調査承諾書(法人代表者用) (様式第9号の2)で代替可。	△※11
19		現在運営している施設の概要(パンフレット等でも可)	○
20		法人及び施設の指導監査結果及び改善報告等の写し(社会福祉法人については 直近3回分、学校法人については直近1回分)	○
21		提案書(様式第10号)	○
22		教育・保育の内容に関する全体的な計画及びこれに基づく各年齢の指導計画	○※12
23		子育て支援事業計画書(様式第11号)	○
24		認定こども園位置図(様式第12号)	○
25		土地贈与契約書等の写し(様式第13号または13号の2)(参考)	△
26		1号児童の入園に係る選考方法に関する書類 (募集方法、募集人数、願書配布時期・方法、選考手段・基準等がわかる書類)	○
27		既存施設の利用者に対する説明会等の実施に関する書類(説明会配布資料等)	△※13
28		評議員、理事、監事の就任承諾書(様式第14号、15号、15号の2)、及び履歴書	△※14
29		園長就任承諾書(様式第16号)	○
30		給食提供に係る調書(様式第17号)	○
31		誓約書(様式第18号、様式第19号)	○
32		その他必要な書類	△※15

※1 申請日前3か月以内に発行された原本を正本に添付してください。

※2 貸与を受けている場合のみ添付してください。登記(建物)は、新設する場合は不要です。

※3 学校法人は学校法人実態調査票および学校実態調査票の写し(原本証明付)を、その他の法人は様式第3号を使用してください。

※4 自主整備型での申請の場合は不要です。

※5 保育園からの移行の場合は不要です。

※6 新耐震基準が施行した昭和56年以降に建築された園は不要です。

- ※7 自己所有の場合は不要です。土地を賃借する場合は「建物」を「土地」に置き換えて作成してください。
- ※8 写しに代表者による原本証明を行ったものを正本に添付してください。
- ※9 学校法人は不要です。ただし、整備内容によっては学校法人でも添付を求める場合があります。
- ※10 申請時点で法人格を有しない場合は不要です。
- ※11 社会福祉法人又は学校法人の場合は不要です。
- ※12 3号認定児童の保育計画も添付してください。
- ※13 未実施の場合は不要です。ただし、内容によっては添付を求める場合があります。
- ※14 社会福祉法人設立の場合は添付してください。
- ※15 その他提出書類の追加を求める場合がありますので予めご了承ください。

【幼稚園型認定こども園の場合】

番号	チェック欄	書類の名称	必要な書類
1		認定こども園整備事業申請書(様式第1号)	○
2		申請に係る施設等の概要調書(様式第2号)	○
3		認定こども園用地の登記事項証明書(法務局にて取得)※1	△※2
4		認定こども園建物の登記事項証明書(法務局にて取得)※1	△※2
5		概略配置図・平面図(A3サイズ)(部屋の使用年齢、定員、床面積を記載すること)	○
6		学校法人実態調査票(写)および学校実態調査票※3	○
7		①法人代表者の履歴書(最新のもの)(参考様式1) ②園長予定者の履歴書(最新のもの)(参考様式2) ※園長予定者の履歴書は、勤務経験年数(施設の種別、認可・認可外の別)、園長や主任保育士等を務めた場合はその期間がわかるように記載すること ③園長予定者の資格を証する書類	△※4
8		認定こども園設置運営資金計画(様式第4号) (銀行の残高証明書等を追加で求める場合があります)	△※5
9		施設改修工事等関係書類(補助型で申請する場合) ① 認定こども園移行支援補助金の交付に係る算定表(様式第5号) ② 工事費等概算見積書(施設整備費・備品費等が確認できる、設計会社等発行のもの) ③ 工事工程表 ④ 千葉市所轄消防署との協議議事録(様式第20号) ⑤ 千葉市保健所との協議議事録(様式第21号)	△※6
10		用途変更に係る関係機関との協議状況調書(様式第5号の3)又は建築士による判定書	△※4
11		耐震基準を満たしていることを証する書類 (耐震基準を満たしていない場合は今後の耐震診断や改修の計画書を添付してください)	△※7
12		建築確認済証、確認申請書及び検査済証の写し(既存施設部分) ※交付されていない場合は、違法性調査の結果報告書	○
13		建物賃借に係る賃借料・契約期間等契約条件の分かるもの(様式第7号)(参考)	△※8
14		当該法人分の直近の決算書※3	○
15		所轄庁との協議状況調書(様式第8号)	△※9
16		定款、寄付行為、規約その他これらに類する書類※3	○
17		法人の登記履歴事項全部証明書※1	△※10
18		納税証明書(法人) ①及び②の両方を添付。(納税義務がないものは不要。) ① 法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書(その3の3)(税務署にて取得)※1 ② 法人本部所在自治体に対し納税義務を負う者は、最新年度の納税証明書(全税目)※1 (千葉市の場合は、各市税事務所市民税課、各市税出張所及び市民センターにて取得) ※千葉市内に法人本部がある場合は、市税等滞納有無調査承諾書(法人用)(様式第9号)で代替可。 ③ 社会保険料納入確認書(未納が無いことの確認)(直近2年間)(年金事務所にて取得) ④ 労働保険料等納入証明書(未納が無いことの証明)(労働局にて取得) 納税証明書(法人代表者) ①法人代表者の居住自治体における滞納がない旨の証明書(滞納がない旨の証明書が出ない自治体の場合は、最新年度の納税証明書(全税目))※1 ※法人代表者が千葉市内に住所を有している場合は、市税等滞納有無調査承諾書(法人代表者用)(様式第9号の2)で代替可。	△※5
19		現在運営している施設の概要(パンフレット等でも可)	○
20		法人及び施設の指導監査結果及び改善報告等の写し(社会福祉法人については直近3回分、学校法人については直近1回分)	△※5
21		提案書(様式第10号)	△※4
22		教育・保育の内容に関する全体的な計画及びこれに基づく各年齢の指導計画※11	○
23		子育て支援事業計画書(様式第11号)	○
24		認定こども園位置図(様式第12号)	○
25		土地贈与契約書等の写し(様式第13号または13号の2)(参考)	△
26		1号児童の入園に係る選考方法に関する書類 (募集方法、募集人数、願書配布時期・方法、選考手段・基準等がわかる書類)	○
27		既存施設の利用者に対する説明会等の実施に関する書類(説明会配布資料等)	△※12
28		評議員、理事、監事の就任承諾書(様式第14号、15号、15号の2)、及び履歴書	—
29		園長就任承諾書(様式第16号)	—
30		給食提供に係る調書(様式第17号)	○
31		誓約書(様式第18号の2、様式第19号)	○
32		その他必要な書類	△※13

- ※1 申請日前3か月以内に発行された原本を正本に添付してください。
 ※2 貸与を受けている場合のみ添付してください。
 ※3 写しに代表者による原本証明を行ったものを正本に添付してください。
 ※4 新たに3号認定児童を受け入れない場合は不要です。
 ※5 社会福祉法人又は学校法人の場合は不要です。
 ※6 自主整備型の場合は不要です。
 ※7 新耐震基準が施行された昭和56年以降に建築された園は不要です。
 ※8 自己所有の場合は不要です。土地を賃借する場合は「建物」を「土地」に置き換えて作成してください。
 ※9 学校法人は不要です。ただし、整備内容によっては学校法人でも添付を求める場合があります。
 ※10 申請時点で法人格を有しない場合は不要です。

- ※11 3号認定児童の保育計画も添付してください。
- ※12 未実施の場合は不要です。ただし、内容によっては添付を求める場合があります。
- ※13 その他提出書類の追加を求める場合がありますので予めご了承ください。

【保育所型認定こども園の場合】

番号	チェック欄	書類の名称	必要な書類
1		認定こども園整備事業申請書(様式第1号)	○
2		申請に係る施設等の概要調書(様式第2号)	○
3		認定こども園用地の登記事項証明書(法務局にて取得)※1	△※2
4		認定こども園建物の登記事項証明書(法務局にて取得)※1	△※2
5		概略配置図・平面図(A3サイズ)(部屋の使用年齢、定員、床面積を記載すること)	○
6		学校法人実態調査票(写)又は法人理事・監事・評議員一覧(様式第3号)	○※3
7		法人代表者の履歴書並びに園長予定者の履歴書(最新のもの)及び資格を証する書類 (園長予定者の履歴書は、勤務経過年数(施設の種別、認可・認可外の別)、施設長や主任保育士等を務めた場合はその期間がわかるように記載すること)	—
8		認定こども園設置運営資金計画(様式第4号) (銀行の残高証明書等を追加で求める場合があります)	○
9		施設改修工事等関係書類(内部改修の場合) ① 認定こども園移行支援補助金の交付に係る算定表(様式第5号または5号の2) ② 工事費等概算見積書(施設整備費・備品費等が確認できる、設計会社等発行のもの) ③ 工事工程表 ④ 用途変更に係る関係機関との協議状況調書(様式第5号の3)又は建築士による判定書(建物用途が保育所等以外で改修部分が200㎡以下の場合) ⑤ 耐震基準を満たしていることを証する書類(新耐震基準以前の建物かつ3歳未満児受入の場合) ⑥ 千葉市所轄消防署との協議議事録 ⑦ 千葉市保健所との協議議事録	—※4
10		耐震基準を満たしていることを証する書類 (耐震基準を満たしていない場合は今後の耐震診断や改修の計画書を添付してください)	△※5
11		建築確認済証、確認申請書及び検査済証の写し(既存施設部分) ※交付されていない場合は、遵法性調査の結果報告書	○
12		建物賃借に係る賃借料・契約期間等契約条件の分かるもの(様式第7号)(参考)	△※6
13		当該法人分の直近の決算書※7	○
14		所轄庁との協議状況調書(様式第8号)	△※8
15		定款、寄付行為、規約その他これらに類する書類※6	○
16		法人の登記履歴事項全部証明書※1	○
17		納税証明書(法人) ①及び②の両方を添付。(納税義務がないものは不要。) ① 法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書(その3の3)(税務署にて取得)※1 ② 法人本部所在自治体に対し納税義務を負う者は、最新年度の納税証明書(全税目)※1 (千葉市の場合は、各市税事務所市民税課、各市税出張所及び市民センターにて取得) ※千葉市内に法人本部がある場合は、市税等滞納有無調査承諾書(法人用)(様式第9号)で代替可。 ③ 社会保険料納入確認書(未納が無いことの確認)(直近2年間)(年金事務所にて取得) ④ 労働保険料等納入証明書(未納が無いことの証明)(労働局にて取得) 納税証明書(法人代表者) ① 法人代表者の居住自治体における滞納がない旨の証明書(滞納がない旨の証明書が出ない自治体の場合は、最新年度の納税証明書(全税目))※1 ※法人代表者が千葉市内に住所を有している場合は、市税等滞納有無調査承諾書(法人代表者用)(様式第9号の2)で代替可。	○※9
18		現在運営している施設の概要(パンフレット等でも可)	○
19		法人及び施設の指導監査結果及び改善報告等の写し ・社会福祉法人:直近3回分、学校法人:直近1回分 ・社会福祉法人または学校法人以外の法人:直近5か年間で実施した指導監査結果及び改善報告等に係る通知書並びに改善報告の写し(施設分は教育・保育施設及び地域型保育事業以外の社会福祉事業も含む)	○
20		提案書(様式第10号)	—
21		教育・保育の内容に関する全体的な計画及びこれに基づく各年齢の指導計画	○
22		子育て支援事業計画書(様式第11号)	○
23		認定こども園位置図(様式第12号)	○
24		土地贈与契約書等の写し(様式第13号または13号の2)(参考)	△
25		1号児童の入園に係る選考方法に関する書類 (募集方法、募集人数、願書配布時期・方法、選考手段・基準等がわかる書類)	○
26		既存施設の利用者に対する説明会等の実施に関する書類(説明会配布資料等)	△※10
27		評議員、理事、監事の就任承諾書(様式第14号、15号、15号の2)、及び履歴書	△※11
28		園長就任承諾書(様式第16号)	—
29		給食提供に係る調書(様式第17号)	○
30		誓約書(様式第18号の2又は様式第18号の3、様式第19号)	○※12
31		その他必要な書類	△※13

- ※1 申請日前3か月以内に発行された原本を正本に添付してください。
 ※2 貸与を受けている場合のみ添付してください。
 ※3 学校法人は学校法人実態調査票の写し(原本証明付)を、その他の法人は様式第3号を使用してください。
 ※4 改修等を行う場合、求める場合があります。
 ※5 新耐震基準が施行した昭和56年以降に建築された園は不要です。
 ※6 自己所有の場合は不要です。土地を賃借する場合は「建物」を「土地」に置き換えて作成してください。
 ※7 写しに代表者による原本証明を行ったものを正本に添付してください。

- ※ 8 学校法人は不要です。ただし、整備内容によっては学校法人でも添付を求める場合があります。
- ※ 9 社福祉法人又は学校法人の場合は不要です。
- ※ 10 未実施の場合は不要です。ただし、内容によっては添付を求める場合があります。
- ※ 11 社会福祉法人設立の場合は添付してください。
- ※ 12 社会福祉法人及び学校法人は様式第 18 号の 2 を、その他の法人は様式第 18 号の 3 を使用してください。
- ※ 13 その他提出書類の追加を求める場合がありますので予めご了承ください。

【書類の提出方法について】

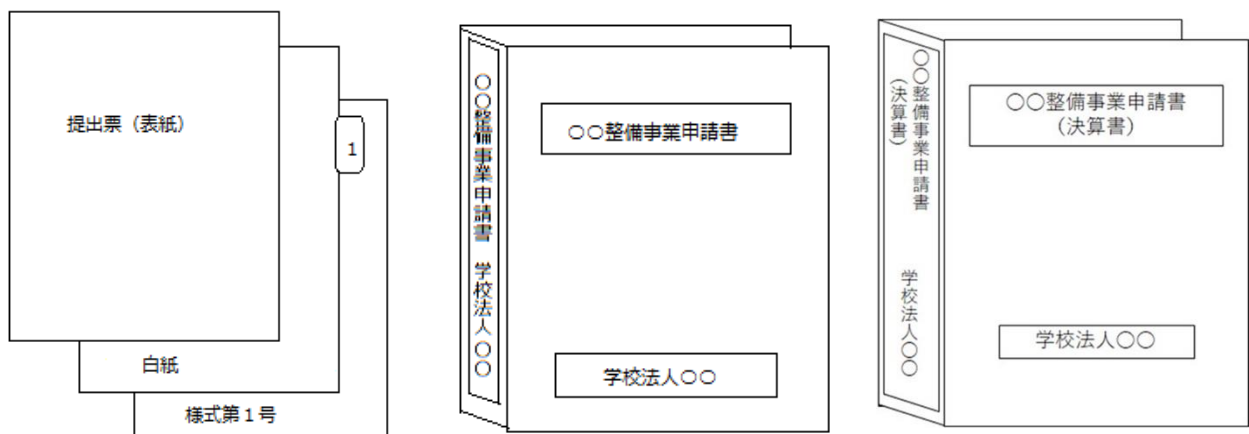
書類を揃え、A4サイズのフラットファイルに綴じ、インデックスを付けた上で正本1部、申請書類一式を保存した電子データを申請書提出期間に提出してください。

※フラットファイルに綴じる際は、下の左図のように、各様式には直接インデックスを付けず、白紙を一枚挟み、その白紙にインデックスを付けてください。また、フラットファイルには、下の右図のように、整備事業名と法人名がわかるようなラベルを貼ってください。

※インデックス13（決算書）はファイルを分けてご提出ください。

※電子データについては、本市のファイルの種類・バージョンを変更しないでください。CD-RW又はDVD-RWでご提出ください。

※書類確認後、上記に加え副本5部をご提出いただきます。（正本の提出から、概ね2週間後）



【提案書の内容について】

以下の全項目について記載すること。ただし、施設整備や改修を行わないなど、園の環境が大きく変わらない場合は、一部の項目を省略することができます。

- ① 応募の動機について
こども園設置の動機や目的
- ② 職員について
職員の配置の考え方、職員の確保の方法と見込み、職員の処遇、職員研修
- ③ 教育・保育の内容について
教育・保育の計画策定に関する考え方、子どもの意思や人格を尊重した教育・保育の計画、給食や食育、食物アレルギーへの対応、要配慮児保育
- ④ 運営について
会計経理の体制、事務処理の体制、苦情処理、情報管理、虐待に関すること
- ⑤ 保健・安全管理について
非常災害対策、保健・安全対策、事故防止対策
- ⑥ 家庭や地域との関わりについて
保護者との関わり、子育て支援、地域との交流
- ⑦ アピールポイント
既存の施設の運営実績など
- ⑧ 移行に対する対応、考え方について
在園児や職員への説明状況、上乗せ徴収に対する考え方
- ⑨ 資金計画について
施設整備にあたっての必要額（調達先）、初年度の収支予算計画など

【概略配置図・平面図の記載事項について】

A3サイズとし、以下の項目を記載すること。

- 1 配置図
 - (1) 道路 名称、幅員、道路境界線、高低差
 - (2) 隣地等 隣地境界線、高低差、擁壁
 - (3) 建物 出入口、境界までの距離
 - (4) 外構 内扉、外柵、駐車場、スロープ勾配
 - (5) 園庭 面積、遊具の配置
 - (6) 方位
 - (7) 真北距離（隣地境界線までの真北方向への最短水平距離）
- 2 平面図
 - (1) 各室 名称、面積、出入口、窓、壁、下駄箱、ロッカー（寸法も）、間仕切り（高さも。トイレの個室も同様。）
保育室は、部屋の使用年齢、定員、床面積（部屋面積及び有効面積）
調理室は、器具等の配置
 - (2) 便所等 便器（大、小）、手洗器、仕切りの有無（手洗器、仕切りについては高さも）
 - (3) 階段等 最低基準（別添3）に該当する階段等の名称、蹴上の高さ
 - (4) 廊下 幅員
 - (5) その他 最低基準を満たす設備等（防火区画、転落防止設備、出入口のセキュリティ設備等）
- 3 その他必要な記載事項
 - (1) 保育室ごとの面積・有効面積・定員の一覧表
 - (2) 採光面積 採光有効面積、計算式（断面図含む）
 - (3) 住所（地名地番）、建ぺい率、容積率、用途区域、各階床面積
 - (4) 別添3の基準を満たしていることが確認できる図面
 - (5) 建物内部床高
 - (6) 避難経路（距離も）
 - (7) 段差の高さ

別添 6

施設整備にかかる補助制度

1 認定こども園への移行・定員増にあたり必要となる諸経費への補助

(1) 補助対象経費

幼保連携型認定こども園又は幼稚園型認定こども園への移行にあたり必要となる、各種諸経費（小額な本体工事費・外構工事費、設備導入費、備品購入費等）

（対象外となる経費の例）

- ・土地や既存建物の買収、土地の整地等に係る経費
- ・人件費、広告宣伝費、光熱水費、通信運搬費、その他園の運営における経常的な経費

(2) 補助基準額及び補助率

- ・補助基準額 500万円
- ・補助率 4分の3（事業者負担：4分の1）

(3) 対象地域

- ・保育需要の観点から必要性が高いと判断した地域
（個別に協議を行うため、活用が希望する場合は事前に申し出ください。）

認定こども園への補助（令和 7 年 4 月現在）

補助事業等の項目		補助内容
配置基準補助金	基本加算分 1	保育士定数を超えて職員（事務員や調理員を含む。）を配置している場合 （参考）R7：2,590 千円/年 （1 園あたり）
	基本加算分 2	「基本加算分 1」の要件を満たし、さらに保育士資格保有者等（みなし保育士を含む。事務員や調理員は含まない。）を配置している場合 （参考）R7：3,935 千円/年 （1 園あたり）
	基本加算分 3	「基本加算分 2」の要件を満たし、さらに保育士資格保有者等（みなし保育士を含む。事務員や調理員は含まない。）を配置している場合 （参考）R7：3,935 千円/年 （1 園あたり）
	一般加算分 1	「基本加算分 1」の要件を満たし、さらに職員（事務員や調理員を含む。）を配置している場合 （参考）R7：2,663 千円/年 （1 園あたり）
	一般加算分 2	「一般加算分 1」の要件を満たし、さらに職員（事務員や調理員を含む。）を配置している場合 （参考）R7：2,663 千円/年 （1 園あたり）
	特定加算分 1	「基本加算分 1～3」の要件を満たし、さらに要配慮児保育を実施する保育士資格保有者等（みなし保育士を含む。事務員や調理員は含まない。）を配置している場合（要配慮児 3：1） （参考）R7：3,256 千円/年 （保育士加配 1 人につき）
	特定加算分 2	1・2 歳児が 3 6 人以上入所しており、「基本加算分 1～3」の要件を満たした上で、さらに保育士資格保有者等（みなし保育士を含む。事務員や調理員は含まない。）を配置している場合 （参考）R6：3,256 千円/年 （1 保育園あたり）
施設運営等改善補助金	児童傷害保険料	児童傷害保険（賠償責任保険）に加入した場合の補助 （参考）R7：74.57 円（単価）×保険加入の際に対象とした児童数（年額）
	寝具乾燥費 （2・3 号認定児童のみ対象）	児童が使用する敷き布団・掛け布団・毛布の乾燥に要する経費（1 年間で 8 回分まで）を補助 ・敷布団枚数×165 円 ・掛け布団枚数×99 円 ・毛布枚数×55 円 ※単価は R6 のもの。公立の契約額に準ずる。
	緊急通報装置運用費	児童の安全管理に要する委託経費に対する補助。 （参考）R7：月額 6,000 円（上限）×12 か月
	内科・歯科健康診断費	・定期健康診断費 公立保育所における健康診断にかかる経費 — 公定価格に含まれる嘱託医手当相当額 ※補助上限額あり。 ・途中入所健康診断費 途中入所児童数×上限額 ※R7 単価：3,480 円

	日本スポーツ振興センター災害共済掛金	・[日本スポーツ振興センターが定めた児童一人当たりの共済掛金から、保護者負担分を除いた金額] × 児童数 (参考) R6 年単価 (児童一人あたり) 幼保連携型の全児童・幼稚園型の 1 号 A・B 階層児 285 円、一般児 154 円 保育所型と地方裁量型の全児童・幼稚園型の 2・3 号 A 階層児 55 円、B 階層児 365 円、一般児 234 円
	使用済み紙おむつ処理経費等補助	使用済み紙おむつの処理及び布おむつのリース等に要する経費に対する補助。 (参考) R7：月額 350 円 (上限) × 10 月 1 日現在の 3 歳未満児数 × 12 月
その他	産休等代替職員補助	産休等代替職員の賃金に要した額と、5,940 円/日 × 勤務日数 (雇用承認した期間の範囲内) の額のいずれか少ない方の額
	休日保育事業	休日保育の実施に係る経費が給付費加算額を超えた場合、超えた額を補助する。 ※補助限度額：給付費加算額 × 1.5 倍 - 給付費加算額
	一時預かり事業	補助基準額 (利用児童数により算出) と補助対象経費 (保育料を除いた額) とを比較し、いずれか低い額を補助
	延長保育事業	補助基準額 (利用 (申込) 児童数により算出) と補助対象経費 (保育料を除いた額) とを比較し、いずれか低い額を補助
	研修代替職員雇用費補助	補助基準額と補助対象経費とを比較し、いずれか低い額を補助 (公定価格に含まれる分を除く。)
	I C T 化推進事業	・一定の機能を有する保育業務支援システムの導入に要する経費を補助する。 ※補助額：補助対象経費 (上限 130 万円) × 3/4 ・外国籍児童の保護者とのやりとりに係る通訳や翻訳のための機器の購入に要する経費を補助する。 ※補助額：補助対象経費 (上限 15 万円) × 3/4

保育人材確保に係る補助（令和7年4月現在）

補助事業等の項目	補助内容
保育士等給与改善事業	職員の給与改善に要する経費の補助 ・対象：1日6時間以上かつ月20日以上勤務の保育士、保育教諭、看護師等のみなし保育士 ・補助額：月額最大4万円（事業主負担分の法定福利費を含めても可） ※令和7年4月から月額最大4万円に増額
保育士等宿舍借り上げ支援	保育施設が、雇用する保育士等のために宿舍を借り上げる場合に費用の一部を補助する。 ※補助上限額：月額47,250円（R6補助上限額。R7は国の補助金交付要綱改正（未発出）により、これより引き下げとなる見込み） ※「保育士等」とは、以下の①～③のすべてを満たす方を対象とします。 ①保育士、看護師、准看護師、保健師のいずれかの資格証または免許状を保有していること。 ②雇用を開始した日が属する会計年度から起算して5年目（※）の会計年度末までであること。 ※補助を開始した年度により経過措置あり。 ③常勤であること。 <u>この他、国の実施要綱改正（未発出）により、「一人一回限りの適用」（過去に本事業により補助を受けたことがある方は対象外）となる可能性があります。</u>
保育士修学資金貸付	指定保育士養成施設に在学し、保育士資格を目指す学生に対し、修学に必要な資金の貸付けを行う。貸付期間は、2年間を限度とし、卒業後1年以内に保育士登録し、5年以上千葉市内の保育所等に勤務した場合は返還を免除 ※修学資金：5万円/月以内 貸付の初回に入学準備金として30万円以内、卒業時に就職準備金として20万円以内をそれぞれ加算
保育補助者雇上費貸付 （幼保連携型認定こども園のみ対象）	保育士の雇用管理改善や労働環境改善に積極的に取り組んでいる保育事業者に対し、保育士資格を持たない保育補助者の雇い上げに必要な費用の貸付けを行う。貸付期間は3年間を限度とし、貸付期間終了後1年以内に保育士資格を取得した場合は返還を免除 ※保育補助者の賃金：2,953千円/年以内 ※保育補助者は、週30時間以上勤務をする者が対象
未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付	未就学児を持つ保育士が、保育士として市内の保育所等への勤務を希望する場合、当該保育士の未就学児を保育所等に優先的に入所させるとともに、当該保育士が支払うべき保育料の一部について貸付けを行う。貸付期間は1年間を限度とし、2年以上市内の保育所等に勤務した場合は返還を免除 ※貸付額：保育料の半額（27,000円/月以内）
就職準備金貸付	新たに市内の保育所等に勤務することが決定した保育士に就職準備金の貸付けを行う。貸付けは1回を限度とし、2年以上市内の保育所等に勤務した場合は返還を免除 ※20万円以内または40万円以内。地域の有効求人倍率による。 ※保育士修学資金貸付の就職準備金加算を受けたものは対象外。

※ 上記補助事業は、今後廃止・変更となる可能性があります。

別添 8

質問票

令和 年 月 日

法人名	
担当者名	
連絡先電話番号	
連絡先FAX番号	
メールアドレス	
質問内容	

- ・ 質問票の送付先 E-mail : seidosuishin@city.chiba.lg.jp
- ・ 質問票の提出締切 令和7年7月18日（金）午後5時
- ・ 質問の回答については、随時行います。また、幼保支援課ホームページにて随時質問と回答を公表します（質問者の氏名等の公表は行いません。）ので、最新の質問と回答をご確認のうえご質問ください。

保育士等配置要件緩和について

1 概要

待機児童対策として、全国的に保育の受け皿拡大を進めている状況下で、保育の担い手確保が喫緊の課題となっていることを受けて、国において保育士が行う業務について要件を一定程度緩和することにより、保育の担い手の裾野を拡げるとともに、保育士の勤務環境の改善につなげるため、緊急的・時限的な対応として関係省令が改正されております。本市においても国に準じ条例を改正し、保育現場の負担軽減を図るものです。

2 要件緩和の内容

※認定こども園においては、「保育士」を「保育教諭等」と読み替えます。

(1) 朝夕等の保育士配置の要件弾力化	条例で定めている保育士を最低 2 人配置しなければならない要件について、朝夕などの利用児童が少数である時間帯（配置基準を計算して 1.4 以下になる時）に限り、保育士の配置を 1 人とすることができる。 ただし、保育士の配置が 1 人となる場合は、当該保育士に加え、「<u>市長が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者</u>」を置かなければならない。 （例）0 歳児が 2 名、4・5 歳児が 20 名利用している場合 $(2 \text{ 名} \div 3) + (20 \text{ 名} \div 30) = 0.6 + 0.6 = 1.2$ → 1.4 以下であるため、保育士 1 人、市長が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者 1 人の配置で差し支えない。
(2) 幼稚園教諭、小学校教諭及び養護教諭の活用	保育士と近接する職種である幼稚園教諭、小学校教諭、養護教諭を、一定範囲内で保育士に代えて活用できることとする。 なお、専門性を十分に発揮するという観点から、幼稚園教諭については 3 歳以上児、小学校教諭については 5 歳児を中心的に保育することが望ましい。養護教諭については年齢要件を設けないこととする。
(3) 研修代替要員等の加配人員における保育士以外の人員配置の弾力化	利用定員の総数に依拠して置かなければならない保育士の数を超えて必要となる職員について、「<u>市長が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者</u>」を保育士とみなすことができる。

（※）「市長が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者」については、質の確保の観点から、

- ① 保育士資格を有しないが当該施設等（※2）で十分な業務経験（1440 時間以上の業務経験）を有する者
 - ② 子育て支援員研修（※3）のうち地域型保育コースを修了した者
 - ③ 家庭的保育者又は家庭的保育者基礎研修を修了した者
- など、適切な対応が可能な者に限る。

（※2）当該施設等・・・認可・認定保育施設（保育所、認定こども園、地域型保育）、幼稚園、認可外

保育施設（認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付を受けた施設に限る。）

（※3）子育て支援員研修については、「6 子育て支援員研修について」を参照

3 対象施設

保育所、小規模保育事業所 A 型、保育所型事業所内保育事業所、各類型の認定こども園が対象となります。

4 保育士とみなす者の適用の範囲

「幼稚園教諭、小学校教諭及び養護教諭の活用」及び「研修代替要員等の加配人員における保育士以外の人員配置の弾力化」を適用するときには、保育士資格を有する者を、各時間帯において必要となる保育士の数の3分の2以上置かなければなりません。

○ 必要となる保育士の数が
3分の2以上

（例）16 時～17 時において必要となる
保育士数 13 人

＜保育士及び保育士とみなす者の内訳＞

- ・保育士：9 人
- ・養護教諭：1 人
- ・市長が保育士と同等の知識及び経験を有
すると認める者：3 人

⇒保育士の比率：13 人中 9 人（約
69%）

【保育士3分の2以上】基準を満たす

× 必要となる保育士の数が
3分の2未満

（例）16 時～17 時において必要となる
保育士数 13 人

＜保育士及び保育士とみなす者の内訳＞

- ・保育士：8 人
- ・小学校教諭：1 人
- ・養護教諭：1 人
- ・市長が保育士と同等の知識及び経験を有
すると認める者：3 人

⇒保育士の比率：13 人中 8 人（約
61%）

【保育士3分の2未満】基準違反

5 幼稚園教諭、小学校教諭、養護教諭及び市長が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者が受講しなければならない研修について

	受講しなければならない研修	受講期限
幼稚園教諭	子育て支援員研修の地域型保育	要件緩和後の翌年度末
小学校教諭	子育て支援員研修の地域型保育	要件緩和後の翌年度末
養護教諭	子育て支援員研修の地域型保育	要件緩和後の翌年度末
市長が保育士と同等 の知識及び経験を有 すると認める者	①当該施設等（※）で十分な業務経験を有する者 <u>（1440時間以上の業務経験）</u> ⇒子育て支援員研修の地域型保育 ②未経験者 ⇒子育て支援員研修の地域型保育 ③家庭的保育者 ⇒研修受講の必要なし	①要件緩和後の翌年度末 ②勤務前に受講

※当該施設等・・・認可・認定保育施設（保育所、認定こども園、地域型保育）、幼稚園、認可外保育施設（認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付を受けた施設に限る。）

※要件緩和対象とする場合は、子育て支援員研修を受講する旨（または受講済）の誓約書の提出が必要です。

6 子育て支援員研修について

※受講を希望する場合は右記二次元コードからHPをご確認ください。

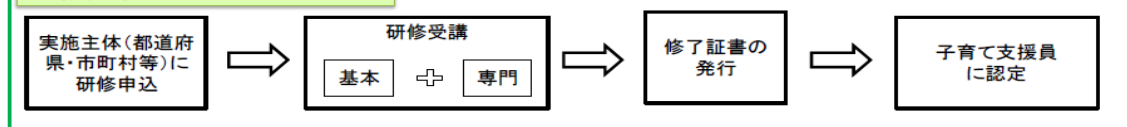


「子育て支援員」とは

- 国で定めた「基本研修」及び「専門研修」を修了し、「子育て支援員研修修了証書」(以下「修了証書」という。)の交付を受けたことにより、子育て支援員として保育や子育て支援分野の各事業等に従事する上で必要な知識や技術等を修得したと認められる者
- 研修内容は各事業等に共通する「基本研修」と特性に応じた専門的内容を学ぶ「専門研修」により構成され、質の確保を図る。
- 研修修了者を「子育て支援員」として研修の実施主体が認定。全国で通用。

小規模保育等の保育分野や放課後児童クラブ、社会的養護、地域子育て支援 など子ども・子育て分野に従事

研修受講から認定までの流れ



7 委託費（給付費）を受給するための基準（毎月1日時点の児童、職員の実人数）

施設種別	配置基準（国） 実人数に応じて計算	委託費（給付費）を受給するための基準
保育所	保育士を次のとおり配置 ・乳児 3：1 ・1、2歳児 6：1※ ・3歳児 20：1※ ・4歳以上児 30：1※	配置基準（国）に加えて下記のとおり配置 ・非常勤保育士 1人 ・利用定員90人以下 保育士1人 ・保育標準時間対応 保育士1人
小規模保育事業所A型	保育士を次のとおり配置 ・乳児 3：1 ・1、2歳児 6：1 上記に加え保育士1人	配置基準（国）に加えて下記のとおり配置 ・非常勤保育士 1人 ・保育標準時間対応 非常勤保育士1人
保育所型事業所内 保育事業所	保育士を次のとおり配置 ・乳児 3：1 ・1、2歳児 6：1	配置基準（国）に加えて下記のとおり配置 ・非常勤保育士 1人 ・利用定員20人以上 保育士1人 ・保育標準時間対応 保育士1人
認定こども園	保育教諭等を次のとおり配置 ・乳児 3：1 ・1、2歳児 6：1※ ・3歳児 20：1※ ・満3歳児 20：1※ ・4歳以上児 30：1※	配置基準（国）に加えて下記のとおり配置 ・2、3号の利用定員が90人以下 保育教諭等 1人 ・保育標準時間対応 保育教諭等 1人 ・主幹保育教諭等専任化代替保育教諭等2人 （うち1人は非常勤講師等でも可）

「幼稚園教諭、小学校教諭、養護教諭」、「※※保健師、看護師、准看護師」の配置も可能

「市長が保育士・保育教諭等と同等の知識及び経験を有すると認める者」、「幼稚園教諭、小学校教諭、養護教諭」、「※※保健師、看護師、准看護師」の配置が可能

※委託費（給付費）を受給するための基準（国基準）は6：1です。ただし、実際の保育では市基準の5：1を遵守する必要があります。

※国の基準は、3歳児（満3歳児）15：1、4歳以上児25：1ですが、国の定めた経過措置により、市の基準を適用しております。

※※保育所、認定こども園の場合、保健師、看護師又は准看護師を1人に限り保育士とみなすことができますが、乳児の在籍が3名以下の保育所等の看護師等には、以下の要件が課されることとなります。

①保育士との合同保育を行うこと。

②保育に係る一定の知識や経験を有すること。

→ 具体的には、勤務経験が概ね3年以上又は子育て支援員研修（地域型保育コース）の受講

小規模保育事業所A型、保育所型事業所内保育事業所の場合、乳児の人数に関係なく、保健師、看護師又は准看護師を1人に限り保育士とみなすことができます。

【要件緩和職員を対象とする場合の限度数について】

対象者分類	年齢別配置 (a)	保育標準時 間対応(b)	90人以下定員の 場合の1人加配(c)	最大対象者数 (a)+(b)+(c)
① 幼稚園教諭・小学校教諭・養護教諭資格者	2人	1人	1人	4人（児童定員が90 人超の場合は3人）
② 市長が保育士と同等の知識・経験を有すると認めるもの	×			